

# (参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月26日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村 <sup>※1</sup>	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村 <sup>※2</sup>	2市6町3村 <sup>※2</sup>	
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—	
カブ		—	
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—	
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町	
野菜類	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	せんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
雜穀	大豆	南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)、福島市(旧立子山村の区域に限る)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)	
	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
水産物	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種 <sup>※4</sup>	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 <sup>※5</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村 <sup>※6</sup>
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—
	ヤマドリの肉	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横木川、原町区馬場字芋師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横木川、原町区馬場字芋師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村及び旧水原村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(開ノ下)、松橋川原、川向及び新船(内に限る。)に限る。)、旧月館町御代田(北、東、西及び新船(内に限る。)に限る。)、旧鶴田村(蘆山川に限る。)、旧柱沢村(高木内田、久保田、中野村、西野村、河原田、東深窓、西深窓及び東田に限る。)及び保原町柱田(挿田、平、宮ノ内、前田、稻荷、沙子下及び根岸に限る。)、旧鹽本村(蘆山川大閑寺(寺跡)、清水、湊水、松平、久保、棚原、里ヶ、山ノ口、宝木沢、笠石及びひしノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町谷に限る。)、旧石戸村(旧上保原村、旧室山村、旧小手村及び旧小野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村(洪川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧盐泽村、旧木幡村、旧芦沢村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、郡山市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

※3 アイヌ、アカガレイ、アカシラヒメ、イカガニ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスペ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケウツラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒガソフグ、ヒラメ、ホウウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガ、キタムラサキウニ

※4 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※5 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月26日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
穀類	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
水産物	ソバ	盛岡市(旧浜木村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
宮城県	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町	
タケノコ	白石市、栗原市、丸森町	
キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市	
くさてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町	
こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町	
ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町	
ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)	
ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
水産物	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。.
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさてつ(ごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
その他	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。.
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月期未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月26日 現在)

<b>群馬県</b>		<b>出荷制限</b>
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
<b>埼玉県</b>		<b>出荷制限</b>
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
<b>千葉県</b>		<b>出荷制限</b>
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
<b>新潟県</b>		<b>出荷制限</b>
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
<b>山梨県</b>		<b>出荷制限</b>
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
<b>長野県</b>		<b>出荷制限</b>
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
<b>静岡県</b>		<b>出荷制限</b>
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月26日現在

福島県		出荷制限
大豆	H24.11.15～: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	
	H23.11.17～: 福島市(旧小郷村の区域に限る。)、伊達市(旧小郷村及び旧月輪町の区域に限る。)	
	H23.11.20～: 常葉町(福島県の区域に限る。)	
米(平成23年産)	H23.12.5～: 福島市(福島県の区域に限る。)	
	H23.12.8～: 二本松市(福島県川村の区域に限る。)	
	H23.12.9～: 伊達市(旧名代村及び旧高木村の区域に限る。)	
	H23.12.19～: 伊達市(旧田町の区域に限る。)	
	H24.1.4～: 伊達市(旧大木村の区域に限る。)	
	福島県第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島県第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、市内原木村林業組合251林班の区域のうち福島県第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島県第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字吹屋神社、原町区片倉字舟川まで及ぶ215林班の区域に限る。)、福島市(福島市(盛利、小倉寺及び同舟合会を除く。)、旧平田村、旧庭澤村、旧野田村、旧余目村、旧川崎村、旧大河内田村、久保田村、田仲内、西郡山、猪俣川、川向及びびの原ノ木に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び南端内に限る。)、伊達市(旧福島市(盛利、小倉寺及び同舟合会を除く。)、旧平田村、旧庭澤村、旧野田村、旧余目村、旧川崎村、旧大河内田村、久保田村、田仲内、西郡山、猪俣川、川向及びびの原ノ木に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び南端内に限る。)、旧掛田町(磐山町山野川に限る。)、旧往沢村(懐ノ下、松橋川、川向及びびの原ノ木に限る。)及び月館町御代田(明夫内田、久保田村、田仲内、西郡山、猪俣川、川向及びびの原ノ木に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び南端内に限る。)、旧掛田町(磐山町月越川に限る。)、旧保原町(磐ノ下、松橋川、川向及びびの原ノ木に限る。)、旧石戸村、田上保原村、旧豊山村、旧手小川村及び旧宮野村(栗川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧川尻村、川尻及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧不尋村、旧石井村、旧新野村、旧木田村(喜和町)及び旧木田村(喜和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木井村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧鰐合村の区域に限る。)及び里見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)。(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.5～: 須賀川市(旧西森村の区域に限る。)	
	H24.10.20～: 須賀川市(旧西森村の区域に限る。)	
	H24.11.5～: 大五村(旧玉井村の区域に限る。)	
	H24.11.6～: 菊山市(旧富久山町の区域に限る。)	
	H24.11.7～: 福島市(旧平原村の区域に限る。)	
	H24.11.15～: 三春町(旧石沢村の区域に限る。)	
	H24.11.26～: 福島市(旧立子山村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)	
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除: 全て	
	H23.6.6～: 秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(鶴川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	
	H23.6.17～: 真野川(支流を含む。)	
	H24.3.20～: 新潟川(支流を含む。)	
	H24.3.20～: 太田川(支流を含む。)	
	H24.4.5～: 鶴川(支流に限る。)	
	H24.4.24～: 猫苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)ただし鶴川を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)	
	H24.6.7～: 福島県内の久慈川(支流を含む。)	
	H23.6.17～: 真野川(支流を含む。)	
	H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
	H24.3.29～: 秋本湖、益田湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(鶴川との合流点から上流部分に限る。)	
	H24.4.24～: 猫苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)ただし鶴川及びその支流を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)	
ウグイ	H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち猪苗代湖の上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)	
	H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。)	
ウナギ	H24.6.2～: 福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	
アユ(養殖を除く。)	H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)	
	H24.4.5～: 阿武隈川(支流を含む。)	
	H24.4.12～: 鶴川(支流に限る。)	
	H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(鶴川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)	
	H24.5.31～H24.9.19解除: 館岩川(支流を含む。)	
コイ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(鶴川との合流点から上流の部分に限る。)	
フナ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(鶴川との合流点から上流の部分に限る。)並びに真野川(支流を含む。)	
アシメ	H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
アガリレイ		
アカシタビラメ		
イカナゴ(稚魚を除く。)		
イシクジ		
ウツボバマル		
ウミタマ		
エゴノソウイナメ		
キヌタヌメバマル		
クロワシンソウ		
クロソイ		
クロダイ		
クスミガカジカ		
コモシカスペ		
サラマス		
サワロ		
シロメバマル		
ストウワラ		
スズキ		
スズメガ		
スマガレイ		
ハバゲレイ		
ヒカンフグ		
ヒラメ		
ホタルボウ		
ボンガレイ		
マダラ		
マダラ		
マジカリ		
マコチ		
マヅラ		
ムジガレイ		
ムジライ		
メイタガレイ		
ビノスガ		
キタマラサキウニ		
ナガワカ	H24.7.12～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海面)	
マジカワ		
ホシザメ	H24.7.26～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海面)	
ショウサイワフグ	H24.8.23～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海面)	
牛の肉	H23.8.25～: 全体(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)	
イシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、宮岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、喜原村、麻績村	
	H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、木曾町、楢葉町、川俣町、大玉村	
	H23.12.2～: 鴨山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鶴石町、石川町、猪苗町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福倉町、矢継町、境町、天栄村、玉川村、平成町、福島町、磐梯町、安来町、猪苗町、猪苗村、楢葉町、大玉村、天栄村、玉川村、平成町、福島町、磐梯町、安来町、猪苗町	
肉	H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、木曾町、楢葉町、猪苗町、猪苗代町、会津坂下町、猪苗町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、沼和町、猪苗村	
クマの肉	H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、猪苗町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村	
ヤマドリの肉	H24.11.13～: 全域	

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月26日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 十和田市、南上市 H24.10.30～: 青森市
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解説: 青森東洋村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも灯台巻崎岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
たけのこ	原木(りかけ)(露地栽培)	H24.5.31～: 一関市、奥州市 H24.11.2～: 一関市、奥州市
		H24.4.13～: 犀ヶ淵町、市来町、住田町
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.20～: 大船渡市 H24.4.25～: 一関市、象石町、奥州市、平泉町、大船渡市 H24.5.1～: 花巻市、北上市、三戸郡、釜ヶ崎町、山田町 H24.5.10～: 大船渡市、釜石市
野菜類	原木なめこ(露地栽培)	H24.10.23～: 犀ヶ淵町、奥州市 H24.11.2～: 一関市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 釜石市 H24.10.20～: 原木なめこ(露地栽培)
	せり(野生のものに限る。)	H24.5.18～: 釜石市 H24.5.19～: 一関市、奥州市
せんまい		H24.5.19～: 釜石市 H24.6.1～: 住田町
むらわい(野生のものに限る。)		H24.5.18～: 釜石市、蘆北町、蘆北高野町
穀類	ソバ	H24.11.13～: 盛岡市(田泽沢村の区域に限る。)、一関市(田大屋町の区域に限る。)
	スズキ	H24.8.25～: 最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県仙台市泉区の正東の線及び宮城県仙台市泉区の正東の線及び宮城県仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県仙台市泉区の正東の線及び宮城県仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域
水産物	マダラ(養殖を除く。)	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県仙台市泉区の正東の線及び宮城県仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域
	ウグイ	H24.5.8～: 鶴井川(支流を含む。)及び秒川(支流を含む。) H24.5.11～: 岩手県内の大川(支流を含む。)及び鶴井川(支流を含む。)、秒川(支流を含む。)の上流、利根川の上流及び利根川ダムの上流、外山ダムの上流、田代ダムの上流、利根川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.6.1～: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	グマの肉	H24.9.1～: 金城
	シカの肉	H24.7.28～: 金城
	ヤマドリの肉	H24.10.22～: 金城
宮城県		出荷制限
たけのこ		H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.8.29～: 桥本市 H24.1.18～: 白石市、角田市 H24.3.8～: 丸森町
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H24.3.15～: 瑞穂町 H24.4.4～: 仙台市 H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 瑞穂市 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.25～: 東松島市 H24.4.27～: 船合町、名取市、原町 H24.4.28～: 大崎町、氣仙沼市 H24.5.7～: 瑞穂町、栗原市、石巻市 H24.5.8～: 大崎市、南三陸町 H24.5.11～: 氣仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.17～: 大崎町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 栗原市、大崎市 H24.4.27～: 大崎町、氣仙沼市
	くさそて(ごごみ)	H24.5.2～: 加茂町
	こしあぶら	H24.5.7～: 瑞穂町、栗原市 H24.5.8～: 大崎市、南三陸町 H24.5.11～: 氣仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.17～: 大崎町
穀類	ソバ	H24.11.16～: 東松島市(田金成村の区域に限る。)
	クロダイ	H24.8.28～: 宮城県石卷市金華山頂から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県仙台市泉区の正東の線、宮城県仙台市泉区の正東の線及び宮城県石卷市金華山頂から正西に引いた同市仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域
	スズキ	H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、宮城県石卷市金華山頂から正東の線及び宮城県石卷市金華山頂から正西に引いた同市仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.5.30～: 市社会津町
水産物	マダラ	H24.8.2～: 最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県仙台市泉区の正東の線及び宮城県石卷市金華山頂から正西に引いた同市仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域
	ヒガシフグ	H24.5.2～H24.8.30解説: マグロ(1尾の重さ1キログラム未満のものに限る。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.5.20～: 宮城県仙台市泉区の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県仙台市泉区の正東の線、宮城県仙台市泉区の正東の線及び宮城県石卷市金華山頂から正西に引いた同市仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.21～: 宮城県仙台市泉区の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県仙台市泉区の正東の線、宮城県仙台市泉区の正東の線及び宮城県石卷市金華山頂から正西に引いた同市仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域
	ウグイ	H24.5.18～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セケダムの上流を除く。)
	牛の肉	H23.8.2～: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.5.32～: 角田市、丸森町、山元町 H24.6.25～: 金城(上記地図参照。)
	クマの肉	H24.6.25～: 金城
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.8.10～: 金城
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解説: 全域
ホウレンソウ		H23.3.21～4.17解説: 全域(下記の地図を除く。) H23.3.21～6.1解説: 北茨城市、桜川市
カラセリ		H23.3.21～4.17解説: 全域
ハセリ		H23.3.23～4.17解説: 全域
タケノコ		H24.4.1～: つくば市、稲敷市、つくばみらい市 H24.4.12～: 石岡市、猿島郡、茨城県、安房郡、坂東市、猿島郡 H24.4.19～: ひたちなか市、神栖市、猿島郡 H24.4.28～: 北茨城市、大洗町
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H24.4.4～: 菅原町、朝来町、守谷市、つばさみらい市 H24.4.13～: ひたちなか市、神栖市
	原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14～: 土浦市、神栖市 H23.11.10～: 安珂町
	こあぶら	H24.5.2～: 月立市(阿武隈川(支流を除く。)を除く。)
	イヌクレイ	H24.7.5～: 佐久間町(岩瀬海岸線上宮城県仙台市泉区の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城県仙台市泉区の正東の線及び宮城県仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域)
	スズキ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線及び宮城県仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域
	シメバル	H24.4.13～: 最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線及び宮城県仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域
	ニベ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線及び宮城県仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域
	マダラ	H24.11.9～: 最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上岩手県盛岡市の正東の線及び宮城県仙台市泉区の正東の線で囲まれた海域
水産物	ヒラメ	H24.4.17～H24.8.30解説: 北緯38度38分の線(我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)
	コミンカスペ	H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上茨城県水郷県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメカラマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～: 国分、名張及び利根川流域にこれらの河川に流入する河川(支流)に所管種解説
	ギンノツ	H24.4.17～: 国分、名張及び利根川流域にこれらの河川に流入する河川(支流)に所管種解説(生態を除く。)
	ツブテ	H24.4.7～: 国分、名張及び利根川流域にこれらの河川に流入する河川(支流)に所管種解説(生態を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.2～: 全県 H23.12.1～: 開始解説: 県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの内臓(心)
茨城県		出荷制限
		H23.8.2～H24.5.9解説: 古河市、常総市、坂東市、八千代市、境町
		H23.8.2～H24.4.5解説: 大字町
		H23.8.2～H24.3.2解説: 常総太田市、常総大宮市
		H23.8.2～H24.3.30解説: 石岡市、那珂郡、猿島郡
		H23.8.2～H24.7.24解説: 小美玉市
		H23.8.2～H24.7.26解説: 日立市
		H23.8.2～H24.10.30解説: 茨城町
		H23.8.2～H24.11.1解説: つくば市

※ ◻の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月26日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.2～: 日光市、高岡市、那須塩原市、猿子町、那珂川町 H24.6.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 天栄市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.20～: 大田原市 H24.10.5～: 那須塩原市 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.4.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.4.10～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 桐木町、壬生町 H24.4.19～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.22～: 天栄市 H24.4.23～: 那須塩原市、那須町 H24.4.25～: 佐野市 H24.4.28～: 市貝町 H24.5.3～: さくら市 H24.5.4～: 鹿沼市 H24.6.3～: 王生町 H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.5.29～: 天栄市 H24.6.1～: 矢板市 H24.6.10～: 那須町 H24.6.25～: 天栄市 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.8～: 王生町 H24.11.14～: 那須塩原市、日光市 H24.11.15～: 那須塩原市 H24.10.1～: 天栄市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.10.2～: 那須町 H24.10.25～: 天栄市 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.8～: 王生町 H24.11.12～: 那珂川町 H24.11.18～: 那須烏山市 H24.4.3～: 大田原市、那須町 H24.4.8～: 那須塩原市 H24.4.17～: 天栄市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.4.22～: 那須塩原市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.25～: 佐野市、天栄市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 青藤町、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 ぜんまい(野生のものに限る。) H24.4.7～: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.17～: 大田原市、那須町 H24.5.14～: 那須塩原市、那須町 H24.5.22～: 天栄市 わらひ(野生のものに限る。) H23.8.2～: 金城 肉 インシジンの肉 H23.12.2～: 金城 H23.12.0～: 那須塩原市、那須町 シカの肉 H23.12.2～: 金城 その他 茶 H23.7.8～H24.6.1解除: 桐木市	
野菜類		
原木シタケ(露地栽培)	H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.6～: 天栄市 H24.11.8～: 王生町 H24.11.14～: 那須塩原市、日光市 H24.11.15～: 那須塩原市 H24.10.1～: 那須町 H24.10.2～: 那須町 H24.10.25～: 天栄市 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.8～: 王生町 H24.11.12～: 那珂川町 H24.11.18～: 那須烏山市 H24.4.3～: 大田原市、那須町 H24.4.8～: 那須塩原市 H24.4.17～: 天栄市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.4.22～: 那須塩原市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.25～: 佐野市(野生のものに限る。) H24.5.15～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 青藤町、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 ぜんまい(野生のものに限る。) H24.4.7～: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.17～: 大田原市、那須町 H24.5.14～: 那須塩原市、那須町 H24.5.22～: 天栄市 わらひ(野生のものに限る。) H23.8.2～: 金城 H24.5.10～: 那須塩原市内の荒井農川のうち日光市見尾町内の下流(支流を含む。)ただし、那珂川との合流点から下流の部分に限る。) H24.6.10～: 天栄市(支流を含む。) H24.6.20～: 那須塩原市内の荒井農川のうち白石市見尾町内の下流(支流を含む。) H24.6.7～: 鹿沼川(支流を含む。)及び桐木馬場内の那珂川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、鳴無ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。 牛の肉 H23.8.2～: 金城 肉 インシジンの肉 H23.12.2～: 金城 H23.12.0～: 那須塩原市、那須町 シカの肉 H23.12.2～: 金城 その他 茶 H23.6.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 桐木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～: 那須町、東吾妻町、那珂村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.15～: 那須町 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.13～: みなかみ町	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。)	H24.4.10～: 第一大内川の荒井農川のうち日光市見尾町内の下流(支流を含む。)ただし、那珂川との合流点から下流の部分に限る。) H24.6.10～: 天栄市(支流を含む。) H24.6.20～: 那須塩原市内の荒井農川のうち白石市見尾町内の下流(支流を含む。)
ウグイ(養殖を除く。)	H24.6.7～: 鹿沼川(支流を含む。)及び桐木馬場内の那珂川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、鳴無ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。	
牛の肉	H23.8.2～: 金城	
肉 インシジンの肉	H23.12.2～: 金城	
シカの肉	H23.12.2～: 金城	
その他 茶	H23.6.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 桐木市	
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 那須町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 鹿沼町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町	
ショウギク、チングクサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
セルリー	H24.4.5～: 市原市、木更津市 H24.4.6～: 瑞穂町、栄町 H24.4.11～: 朝霞市、白井市、八千代市 H24.4.15～: 佐倉市 H24.4.19～: いすみ市 H24.5.11～: 南房総市、香取市 H23.11.18～: 鹿沼市 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: いすみ市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～: 山武市 H24.11.14～: 船橋市	
農産物	原木シタケ(露地栽培)	H24.5.18～: 山武市 H24.11.14～: 船橋市
水産物	ギンブナ	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
肉	イノシジンの肉	H24.11.5～: 金城
その他 茶	H23.6.2～: 成田市 H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 鹿沼市 H23.8.2～H24.5.25解除: 佐野市 H23.8.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限
その他 茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.8.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除: 爱川町、清川村 H23.8.23～10.26解除: 相模原市 H23.8.27～9.26解除: 中郡町 H23.8.2～9.26解除: 小田原市 H23.8.2～11.10解除: 鳴門町 H23.8.2～H24.4.19解除: 道原町	
静岡県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～: 金城(佐藤市及び駿島湖畔を除く。)
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.30～: 蛭ヶ岳町、御代田町 H24.10.1～: 小諸町、南牧村 H24.10.11～: 佐久町
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 鹿嶺町、小山町

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品安全に関する規制の指示の実績：平成24年11月26日現在

福島県		規制制限
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、鶴枝坂村 非耕種性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字坂屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字柏木森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字坂屋 H23.3.23～6.1解除：郡山市、相馬市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、錦石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、大玉村
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.21解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、鶴枝坂村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 結球性葉菜類（キャベツ等）
		H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、下郷町、只見町、白河市、矢吹町、鶴枝坂村、只祭町、堀町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字坂屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字柏木森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字坂屋 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 アブラ科の花蕊類（ブロッコリー、カリフラワー等）
		H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、錦石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：会津若松市、喜多方市、北塩原村、南会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、鶴枝坂村、只見町 原木しいたげ（露地）
		H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字坂屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七曲、原町区高倉字柏木森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字坂屋 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.4.13～：鮫町 H23.9.6～：鮫町に接する野生キノコに限る。
		H23.9.15～：いわき市、鶴食町 H23.9.20～：南相馬市
		水 イカガニの稚魚 雁 物 ヤマメ（養殖を除く。） 肉 インシジンの肉
		H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除： H24.3.29～：新田川支流を含む。） H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、鶴食町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛巻村、鶴齋村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 ※_____の箇所は豪飲制限の対象